

平成 17 年度島根県公営企業会計 決算審査意見書の概要

【審査の結果】

審査に付された各事業会計の決算報告書及び付属資料は、地方公営企業法等関係法令に基づいて作成されその係数は正確であり、経営に係る事業の管理は、地方公営企業の経営原則に従っておおむね適正に行われているものと認めた。

【審査意見】

病院事業会計

《中央病院》

1 事業の実績

中央病院は、県内全域をエリアとした三次医療機関であり、県内最高水準の医療を提供するとともに、救命救急センターとしての機能や高度・特殊医療機能、へき地医療への支援など、県民が安心して暮らすための重要な役割を果たしている。

こうした中で、平成17年1月、がん診療の充実を図るために「地域がん診療連携拠点病院」としての指定を受けた。また、平成18年1月には母体・胎児及び新生児の集中治療等を行う「総合周産期母子医療センター」の指定を受け、本県の周産期拠点病院として稼働している。

2 決算の状況

当年度の総収益は、158億3,732万円余、総費用は166億5,854万円余で、純損失は、8億2,122万円余となり、当年度未処理欠損金は119億180万円余となった。

しかしながら、償却前利益は今年度は17億6,613万円余で前年度と比べ9億1,997万円余（100.9%）増加した。

医業収益については、140億4,257万円余で、前年度に比べ5億3,983万円余の増収となった。医業費用については、154億9,850万円余で、前年度に比べ1億7,377万円余の減となった。

3 審査意見

国の総医療費抑制策により診療報酬のマイナス改定が引き続き行われるとともに、県の「中期財政改革基本方針」に基づき、一般会計の負担が見直されるなど、県立中央病院の経営環境は厳しい状況にあるので、これまで以上に自らの責任に基づく自立的運営が求められている。

従って、次の点に留意し事業を行う必要がある。

1) 中期的な病院経営の方針を定めた「島根県立中央病院第2次経営健全化推進プラン(平成17年度～平成21年度)」が、平成17年9月に策定された。

このプランには、病院が果たす基本的役割、自立した運営体制の確立、経営基盤の強化等の目標が設定されている。

今後とも、院長をはじめ職員は、目標の達成に向けて努力されたい。

2) 中央病院の医師等宿舎は、院長宿舎外7宿舎・101戸であるが、これらの宿舎の多くは、築後30数年が経過し老朽化が進んでいることから、民間賃貸住宅の利用が増え、宿舎の入居率は低い状況にある。

優秀な医師や看護師等の人材確保にとって、良質な宿舎の提供は、極めて重要であることから、民間賃貸住宅等の借り上げを含め宿舎の整備のあり方について関係機関と一体となって早急に検討されたい。

3) 街北宿舎1跡地(370.21㎡)、街北宿舎2跡地(675.63㎡)、三京宿舎跡地(439.27㎡)は、平成15年3月老朽化や道路拡幅のために宿舎を取り壊して以来、未利用のままであるので、用地の売却を含めその活用方法を検討されたい。

《湖陵病院》

1 事業の実績

湖陵病院は、県の精神医療の基幹的病院として、救急医療システムのセンター的機能を有し、児童及び急性期患者の専用病棟を設置している県内唯一の公立の精神神経科単科病院である。

平成17年度からは長期入院患者等の社会復帰の促進を図るために、総合リハビリテーション室を設置している。

また、新病院「島根県立こころの医療センター」の整備はPFI方式により行うこととし、平成18年4月に着工し平成20年2月の開院に向け順調に整備が進められている。

2 決算の状況

当年度の総収益は22億141万円余、総費用は前年度に比べて3億20万円余の減の21億6,653万円余で、当年度の純利益は3,487万円余となり、当年度未処理欠損金は16億3,502万円余となった。

また、償却前損益については、前年度の1,914万円余の損失に対し当年度は9,386万円余の利益となった。

医業収益については、14億2,678万円余で、前年度に比べ1億1,177万円余の減となった。医業費用については、21億224万円余で、前年度に比べ2億4,503万円余の減となった。

3 審査意見

国の総医療費抑制策により診療報酬のマイナス改定が引き続き行われるとともに、県の「中期財政改革基本方針」に基づき、一般会計の負担が見直されるなど、県立湖陵病院の経営環境は厳しい状況にあるので、これまで以上に、自らの責任に基づく自立的運営が求められている。

従って、次の点に留意して事業を行う必要がある。

1) 中期的な病院経営の方針を定めた「島根県立湖陵病院第2次経営健全化推進プラン(平成17年度～平成21年度)」が平成17年8月に策定された。

このプランには、医療の質の向上、経営基盤の強化等の目標が設定されている。今後とも、院長をはじめ職員は、目標の達成に向けて努力されたい。

2) 上記プランの具体的な取り組み項目の目標を達成するために、新病院における新たな職員配置計画を早急に策定し、計画的に適正配置をされたい。

また、新病院整備に係る起債の償還や職員の年齢構成による退職金の増加なども想定されているため、中期的な資金収支計画を早急に策定されたい。

3) 退院者の病状の安定と回復のために、訪問看護指導、医療相談、デイケア・サービス機能を活用して再入院の防止に努めるとともに、生活上の問題については、市町村や地域生活支援センター等地域の関係機関と連携して支援されたい。

4) 施設・設備維持管理業務、保安警備業務、患者搬送業務など多くの業務については、平成20年2月の開院時から15年間にわたりPFI事業者が行うこととなったところである。

これらの業務を行うにあたっては、安全性の確保はもとより、人権やプライバシーについて配慮するようPFI事業者に対し十分指導されたい。

5) コスト削減の一方法として、中央病院と薬品や医療材料などについて、共同購入の可能性について検討されたい。

《病院全事業》

1) 本県においては、厳しい財政状況を踏まえ、「総人件費の抑制」や「地方機関等の見直し」「地方公営企業等の取り組み」等について、平成21年度を目標とする「県行政に関する集中改革プラン」を平成18年2月に策定し改革に取り組んでいる。

地方公営企業である病院の取り組みとして、今後の県立病院のあり方を含め、「定員・給与の適正化」「経営健全化の取り組み」等について、「病院事業中期計画」(仮称)を、平成18年度中に策定することとしている。

この中期計画策定にあたっては、「病院機能の充実・強化」「定員管理及び給与適正化の目標」「年度ごとの収支計画」等について、検討を進めるとともに、自立した運営体制の確立に努めるため、「公営企業法の全部適用」についても検討されたい。

2) 医療費の個人負担分未収金は、1年以上経過したものが昨年度末に比較し21百万円余増加して、両病院で98百万円余と多額になっている。

未収金は不況の影響や医療費の自己負担率の引き上げ等により、今後とも増えることが懸念される。一方、公立病院の未収金の時効は、私立病院と同じ3年とする最高裁の判決が下され、早急な対応が必要となっている。

については、自宅訪問による督促を一層強化するとともに、支払督促や差押さえの

申立てなど法的手段についても十分検討されたい。

また、未収金の発生防止にも効果があり、休日・夜間でも支払ができ利用者の利便性が高いクレジットカードによる医療費納入など、先進地の事例についても関係機関で検討されたい。

3) 病院の財務処理や資産管理で使用する文書の様式については、「島根県立病院事業財務規則」(以下「財務規則」という。)で定められている。

しかし、実態は財務処理や資産管理の電算化が急速に進み、「未収金管理票」「貯蔵品入(出)庫伝票」「たな卸表」など財務規則と異なる様式が使用されている。

については、財務規則の様式と実際に使用している様式との整合性を図り財務規則を改正されたい。

4) 団体等に継続して支出する会費及び会費的負担金については、会費等に見合う反対給付の内容が乏しくなってきたものや、活動内容が形式的になってきたものなど、団体加入の必要性が薄れてきているものが見受けられる。

今後の負担にあたっては、加入の必要性及び負担額の妥当性等について十分検討されたい。

電気事業会計

1 事業の実績

電気事業は、水力発電事業と風力発電事業を行っている。

水力発電事業は、12発電所(13発電機)を経営し、認可最大出力27,250kW、また、風力発電事業は、隠岐大峯山において風力発電所を経営し、認可最大出力1,800kWで、いずれも中国電力(株)に対し電力を供給している。

2 決算の状況

当年度の総収益は、13億3,065万円余で、前年度に比べて3,128万円余減少し、総費用は12億998万円余で前年度に比べ6,165万円余の増となった。

その結果、当年度の純利益は、1億2,067万円余となり、前年度に比べ9,293万円余の減少となった。

3 審査意見

規制の緩和や自由化の急速な進展のなかで、電力会社による公営電気事業者への売電単価の引き下げ要求が強まってくるなど、電気事業を取り巻く経営環境はますます厳しさを増すものと思われるので、次の点に留意して事業を行っていく必要がある。

1) 平成16年2月から運転を開始した隠岐大峯山風力発電所の供給電力量は、目標電力量に対し70.1%で前年度に比して5ポイント上昇しているが、営業収支の状況を見ると、損失が31,942千円となり、平成16年度の損失16,158千円より増加している。この要因は、平成17年度冬季の落雷事故により修繕工事を行ったためである。

今後は、避雷などの予防対策を十分に実施し運転稼働日数を確保するとともに、経費削減に努められたい。

2) 江津高野山風力発電所の整備については、平成20年4月に定格出力2万700kW

での営業運転を目指し、平成17年度から開始した。

この発電設備はドイツ製を予定していることから、為替レートの変動による調達コストが増加するなど事業費の増が見込まれるので、適切な収支計画を策定されたい。

また、隠岐大峯山風力発電所の整備・運営を通じて得た貴重な経験を、事業展開に活かされたい。

3) 大半の水力発電所が運転開始後40年～50年経過していることから、より効率的な発電が可能となるよう改良(修繕)計画を策定し、年次的に改良等を実施されたい。

工業用水道事業

1 事業の実績

工業用水道事業は、飯梨川工業用水道事業、江の川工業用水道事業、神戸川工業用水道建設事業、八戸川工業用水道建設事業の4事業を行っている。

飯梨川工業用水道事業は、日量34,000m³の給水能力をもち、県東部の31事業所に給水を行っている。売水率は、60.0%で、平成8年度の70.9%以降低下傾向にある。

江の川工業用水道事業は、日量15,000m³の給水能力をもち、江津地域拠点工業団地の1事業所に対し給水を行っている。売水率は昨年度より1.6ポイント上昇し8.0%となったが、依然として低い状況にある。

神戸川工業用水道建設事業及び八戸川工業用水道建設事業は、それぞれ志津見ダム、八戸ダムにダム使用权を確保しているが、専用施設整備は未着手であり建設仮勘定となっている。

2 決算の状況

当年度の総収益は1億8,134万円余、総費用は2億1,927万円余で、当年度の純損失は前年度に比べ1,448万円余減少し、3,793万円余となり、当年度未処理欠損金は、3億9,676万円余となった。

また、神戸川工業用水道建設事業及び八戸川工業用水道建設事業の当年度末の企業債及び一般会計・電気事業会計からの借入金の未償還残高は、33億7,099万円余となっている。

3 審査意見

工業用水道を巡る環境は、企業の水需要の変化や企業進出の伸び悩みなど厳しい状況にあるが、次の点に留意し事業を行っていく必要がある。

1) 飯梨川工業用水道事業は、景気低迷による企業の倒産や給水先の節水等により給水量が年々低下し、今後も契約水量の増加は期待できない状況にある。

については、引き続き経費の抑制に努めるとともに、工業用水を使用する可能性のある企業・事業所の情報を収集し、PR活動等を効果的に実施することにより新たな需要拡大に努められたい。

また、需要拡大に繋がるよう基本使用水量の小口化について、検討を進められたい。

2) 江の川工業用水道事業については、事業開始以来給水先は1企業に留まっていることから、豊富な工業用水や立地企業に対する補助制度をPRすることなどにより用水型企業の誘致に努めるとともに、用水の新たな有効活用策について検討されたい。

3) 神戸川工業用水道建設事業については、平成23年度に志津見ダムの供用開始を控えているが、専用施設の整備にあたっては、水需要の予測が立たない限り着手しないこととしている。

事業の着手にあたっては、出雲市や地元商工団体等と一体となって実態に見合った予測を行い、投資が過大とならないよう慎重に対応されたい。

4) 八戸川工業用水道建設事業については、県営八戸ダムに23万 m^3 の用水を確保し、江の川工業用水道事業に5万 m^3 、江の川水道事業に2万7千 m^3 の用水を利用しているが、残りの15万3千 m^3 については、利用されることなく現在に至っている。

今後、この利用されていない用水の有効活用策について、県と一体となって検討されたい。

水道事業会計

1 事業の実績

水道事業は、飯梨川水道事業、江の川水道事業及び斐伊川水道建設事業の3事業を行っている。

飯梨川水道事業は、日量52,000m³の給水能力を持ち、県東部の市町に給水を行っているほか、慢性的に水が不足している旧八雲村及び旧玉湯町に対し斐伊川水道事業の施設を使用して特例的に給水を行っている。売水率は年々向上して93.7%となり施設能力の上限に近づきつつある。

江の川水道事業は日量27,000m³の給水能力を持ち、県西部の2市に給水を行っている。売水率は、53.1%と低く、営業開始直後に比べると向上しているが、大きな伸びのないまま推移している。

斐伊川水道建設事業は、県東部の慢性的な水不足を解消し、良質で安定した水道用水を供給するため平成23年度の供給開始を目指し、現在、約101km（約95%）の送水管が完成し、宍道湖湖底管布設工事5.4kmを残している状況にある。

2 決算の状況

当年度の総収益は15億7,144万円余、総費用は11億798万円余で、当年度の純利益は4億6,345万円余となり、前年度に比べて4,494万円余の増となった。

現在稼働中の2事業の当年度末の企業債及び電気事業会計からの借入金の未償還残高は、51億4,528万円余となっている。

また、斐伊川水道建設事業の当年度末の企業債及び一般会計借入金の未償還残高は、93億1,757万円余となっている。

3 審査意見

施設の老朽化が進んでいることから、安全・良質な水の供給の確保や、震災時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上等に向けた取り組みが求められる。

また、人口の減少、節水型社会への移行等により水需要の大幅な伸びが期待できない状況になってくることから、次の点に留意して事業を行っていく必要がある。

1) 飯梨川水道事業については、施設の老朽化対策や耐震対策に多額の投資が必要とされているが、これらの事業の実施にあたっては、給水先市町と連携・調整を図りながら、適正な供給単価が維持できるよう努められたい。

2) 江の川水道事業については、市の参画水量に対して使用水量が少ないことから供給単価が割高となっており、一般会計からの補助や電気事業会計からの借り入れにより供給単価の引き下げや平準化措置が行われている。

単価軽減のためには、経費節減等による支出の抑制に努めるとともに、引き続き関係市と連携を図り、簡易水道の上水道への切り替えを提案するなど新たな需要拡大に取り組まれたい。

3) 斐伊川水道建設事業は、3市1町に最大日量35,400^m³（供給開始時は21,000^m³）の水道水を給水するため、現在、宍道湖湖底管の布設工事や第1調整池の建設が進められている。

単価設定等にあたっては参画市町と十分に協議を行い、事業が円滑に推進できるよう努められたい。

宅地造成事業会計

1 事業の実績

宅地造成事業は、江島工業団地造成事業、江津地域拠点工業団地造成事業及び旭拠点工業団地造成事業を行っている。

当年度は、江島工業団地、江津地域拠点工業団地及び旭拠点工業団地のいずれも、新たな工業用地の売却はなかった。

旭拠点工業団地については、矯正施設用地として国へ全工区の売却方針が決定されたことから、売却に向けて精算準備が進められている。

なお、国への売却に伴い損失が見込まれるが、一般会計から約16億円の補助金の

交付を受け補填することとしている。

2 決算の状況

当年度の総収益は、2,512万円余、総費用は2,964万円余で、当年度の純損失は451万円余となり、未処分利益剰余金は8,842万円余となった。

なお、宅地造成事業会計の当年度末の企業債及び一般会計・電気事業会計からの借入金の未償還残高は52億1,488万円余となっている。

3 審査意見

工業団地の分譲が進んでいない状況では、企業債等の償還財源の確保が困難となることが予想されるので、次の取り組みが必要である。

1) 江島工業団地については、売却の促進を図るため分譲単価の引き下げや分譲対象業種の拡大などの対策を講じているが、引き続き、知事部局、地元自治体と連携し、完売に向けて一層努力されたい。

2) 江津地域拠点工業団地については、用水型企業の受け皿としてPR活動等に取り組むほか、地元自治体等と誘致活動に努めているが売却に繋がっていない状況にある。

今後、比較的小規模な敷地を必要とする企業のニーズに応えることができるよう分譲区画の細分化や分譲対象業種の拡大について検討するなど、売却の促進に努められたい。

企業局全事業

審査意見

1) 10年後を見据えた公営企業の経営安定を図るための方針を定めた「企業局経営計画(平成18年度~平成22年度)」を、平成18年3月に策定した。

この計画では、企業局が今後目指すべき「使命・ビジョン」を明確にし、5年後に達成すべき成果・目標を数値化するとともに、各事業ごとの損益計算書及び貸借対照表のシミュレーションを行っている。

については、この成果・目標等について年度ごとに達成状況を検証・評価することによって、計画の進行管理の徹底を図られたい。

2) 公営企業経営の健全化を推進するうえで、総費用の抑制は重要な課題である。

人件費の抑制については、これまで組織の統合による人員削減や業務手当の廃止に取り組んできたところであるが、今後も、事務事業の見直しや外部委託の推進等により職員定数の削減に努められたい。

経費の節減については、業務委託等で行われている随意契約を見直し、可能な限り競争入札を実施するなど、さらなるコスト削減に努められたい。

東部、西部事務所で個別に契約を行っているもので、スケールメリットを活かせるものについては契約の一本化を検討するなど、経費の節減に努められたい。

3) 公営企業の健全な運営に資するため、低利かつ安定した資金を地方公共団体に融通する目的で設置された公営企業金融公庫が、国の行財政改革の一環として平成20年度に廃止されることとなった。

今後予定されている高野山風力発電所、志津見及び新浜田川発電所の整備や既存設備の大規模改良工事に係る財源については、大半を企業債の発行によって確保することとしている。

公営企業金融公庫の廃止後の資金調達については、低利かつ安定した資金が引き続き調達できるよう関係機関と連携し、国への要望等を行われたい。

また、この公庫から借り入れた企業債の未償還残高のうち、特に高利率な7.0%以上のものをみると、電気事業会計が6件の3,380万円、水道事業会計が8件

の6億7,745万円余となっていることから、これらの高利率で借入した企業債の繰上償還ができるよう国等へ働きかけられたい。

- 4) 団体等に継続して支出する会費及び会費的負担金については、会費等に見合う反対給付の内容が乏しくなってきたものや、活動内容が形式的になったものなど、団体加入の必要性が薄れてきているものが見受けられる。

今後の負担にあたっては、加入の必要性及び負担額の妥当性等について十分検討されたい。